

「氷見ふるさとエネルギー節電チャレンジ」参加規約

「氷見ふるさとエネルギー節電チャレンジ」（以下、「本キャンペーン」といいます。）参加規約（以下、「本規約」といいます。）は、氷見ふるさとエネルギー株式会社（以下、「当社」といいます。）が開催する本キャンペーンに関する取扱いを定めたものです。

なお、本キャンペーンは、経済産業省資源エネルギー庁の「令和4年度電気利用効率化促進対策事業※」（以下、「国の節電促進事業」といいます。）の対象です。本キャンペーンの参加により、「国の節電促進事業に基づく特典（以下、「国の特典」といいます。）」を受けることができます。また、国の支援に加え、当社からも節電達成特典を進呈いたします。

※今冬の厳しい電力需給が見通される中、少しでも多くの国民や企業のみなさまが、電気の効率的な利用に取り組んでいただけるよう、国の節電促進事業に採択された小売電気事業者等が実施する一定の節電行動を求めるキャンペーン等へご参加いただいたお客さまへの特典進呈に対し、国が支援を行うものです。

1. 本キャンペーンの期間

（1）お申込み期間

2022年11月18日（金）から2022年12月31日（土）まで

（2022年12月31日までに当社とのご契約を開始している必要があります。）

（2）節電チャレンジ実施期間

2022年12月検針日から2023年3月検針日の前日まで

（2023年1月分から2023年3月分の3か月分の電気料金のご使用量が対象）

2. 適用条件等

当社は、お客さまが以下のすべての条件を満たした場合に、本キャンペーンを適用します。なお、一部の条件を満たさない場合であっても、当社が必要と認めたときには、本キャンペーンを適用することがあります。

（1）本規約の記載事項の全てを承諾いただくこと

（2）当社からの国の特典を受け取るにあたり、下記の＜同意事項＞に同意いただくこと

＜同意事項＞

①当社との電気需給契約に係る個人情報（需給契約名義、住所、電話番号、お客さま番号、供給地点特定番号、電力使用量等）を国の節電促進事業の事務業務に必要な範囲で国の事務局へ提供すること

②要件を満たさない特典取得や複数回※の特典取得等、不正に特典を取得しないこと。また、不正に特典を取得した可能性がある場合、国の事務局が判断した場合に、当社からの参加状況等の確認依頼に速やかに応じること

※他の小売事業者などの節電プログラムに参加し、既に同事業者から国のポイントを受け取っている場合も含まれます

- ③不正に国の特典を取得したことが発覚した場合、当社からの特典相当額の返還要請を受けた場合に速やかに返還に応じること
- (3) 本キャンペーンお申込み期間内に、参加お申込みいただき、当社がそのお申込みを承諾すること
- (4) 節電チャレンジ実施期間において、無理のない範囲で節電への取り組みに継続的に参加いただくこと
- (5) 本キャンペーンのお申込み時点から本キャンペーン期間終了までの間、継続して「下記の対象の電気料金メニュー」（以下、「対象契約」といいます。）を契約していること

<対象契約>

	対象メニュー
電灯メニュー	<ul style="list-style-type: none"> ・ひみ従量電灯ネクスト ・ひみ使っておとくライト ・ひみ時間帯別電灯（エルフナイト8） ・ひみ季節別時間帯別電灯Ⅰ（エルフナイト10） ・ひみ季節別時間帯別電灯Ⅱ（エルフナイト10プラス） ・ひみ季節別時間帯別電灯[夜間12時間帯型]（くつろぎナイト12） ・ひみ従量電灯（東京エリア）

※動力メニューは、対象外です。

3. 国の特典（参加特典）

当社は、国の特典（参加特典）を、下記の<参加特典進呈内容>のとおり進呈します。

<参加特典進呈内容>

- ① 本キャンペーンに参加申し、「2. 適用条件等」を満たしている場合、下記のとおり進呈いたします。

契約区分	特典内容
低圧（主に50kW未満）のお客さま	2,000円（電気料金から値引き） （1需要場所につき1回）

② 特典進呈時期

契約区分	お申込時期	特典進呈時期
低圧	2022年11月30日までに お申込み	2022年12月に請求する電気 料金から値引き
	2022年12月31日までに お申込み	2023年1月に請求する電気料 金から値引き

4. 国の特典（節電達成特典）

当社は、2023年1月分から3月分（計3回）の各月のご使用量において、前年同月（前年同

月に対象契約の使用量実績がない場合は前月)よりも3%以上削減された対象契約に対し、国の特典(節電達成特典)を、下記の<節電達成特典進呈内容>のとおり進呈します。

なお、各月の特典の進呈は、各月の電気料金請求のご案内メールまたは請求書をもって案内するものといたします。

<節電達成特典進呈内容>

- ① 2023年1月分から3月分の各月において「2. 適用条件等」を満たし、かつ、各月ごとに節電達成された対象契約1契約あたりについて、1,000円の電気料金値引き
- ② 各月のご使用量※が、前年同月(前年同月に対象契約の使用量実績がない場合は前月)のご使用量※と比較して、「3%以上」削減で節電達成

※ご使用量：各月のご使用量をご使用日数で割った「1日あたりの平均ご使用量」とします。

$$1日あたりの平均ご使用量(kWh) = \text{各月のご使用量(kWh)} \div \text{各月のご使用日数(日)}$$

(小数点以下第3位四捨五入)

- ③ 下記に該当する対象契約は節電達成特典の対象外
 - ・2023年1月分から3月分で、ご契約の開始日、廃止日が含まれる月分の場合
 - ・その他、当社が削減量の算定にあたり、特典進呈が不相当と判断した場合
- ④ 特典進呈時期
 - ・2023年1月分・・・2023年2月に請求する電気料金から値引き
 - ・2023年2月分・・・2023年3月に請求する電気料金から値引き
 - ・2023年3月分・・・2023年4月に請求する電気料金から値引き
- ⑤ 節電を達成できなかった場合のペナルティはなし

5. 当社の特典(節電達成特典)

当社は、2023年1月分から3月分(計3回)の各月のご使用量において、前年同月(前年同月(前年同月に対象契約の使用量実績がない場合は前月)よりも0.01kWh以上削減された対象契約に対し、当社の特典(節電達成特典)を、下記の<節電達成特典進呈内容>のとおり進呈いたします。

なお、各月の特典の進呈は、各月の電気料金請求のご案内メールまたは請求書をもって案内するものといたします。

<節電達成特典進呈内容>

- ①2023年1月分から3月分の各月において「2. 適用条件等」を満たし、かつ、各月ごとに節電達成された対象契約1契約あたりについて、50円の電気料金値引き
- ②各月のご使用量※が、前年同月(前年同月に対象契約の使用量実績がない場合は前月)のご使用量※と比較して、「0.01kWh以上」削減で節電達成

※ご使用量：各月のご使用量をご使用日数で割った「1日あたりの平均ご使用量」とします。

$$1日あたりの平均ご使用量(kWh) = \text{各月のご使用量(kWh)} \div \text{各月のご使用日数(日)}$$

(小数点以下第3位四捨五入)

- ③ 下記に該当する対象契約は節電達成特典の対象外
 - ・2023年1月分から3月分で、ご契約の開始日、廃止分が含まれる月分の場合
 - ・その他、当社が削減量の算定にあたり、特典進呈が不相当と判断した場合
- ④ 特典進呈時期
 - ・2023年1月分・・・2023年2月に請求する電気料金から値引き
 - ・2023年2月分・・・2023年3月に請求する電気料金から値引き
 - ・2023年3月分・・・2023年4月に請求する電気料金から値引き
- ⑤ 節電を達成できなかった場合のペナルティはなし

6. 注意事項

- (1) 電灯メニューと、ひみ深夜電力A、Bをあわせてご契約の場合、本キャンペーンの対象契約は、電灯メニューのみとなります。
- (2) 本キャンペーンへのお申込み、お問い合わせにかかる通信料・交通費等の費用は、お客さまの負担となります。
- (3) 本キャンペーンへの参加によって何らかの損害が生じた場合、当社の故意または過失に起因するものを除き、当社はその責任一切を負いません。
- (4) 国および独立行政法人については、本キャンペーンの参加対象外となります。
- (5) 本キャンペーンの実施内容、参加規約については、予告なく変更する場合があります。また、その変更内容が特典内容などの重要な事項である場合においても、当社からのメールまたは当社ホームページによる通知・掲載をもって、その変更を承諾いただきます。

以上

2022年11月10日制定